

# 各務原市教育施設整備にかかる市民説明会実施要領

(令和3年6月1日決裁)

(目的)

第1条 この要領は、各務原市が教育施設整備事業を進めるにあたり開催する市民説明会（以下「説明会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 説明会は、次に掲げる事項について実施する。

- (1) 各務原市特別支援学校整備に関すること
- (2) 各務原市新総合体育館整備に関すること
- (3) 前2号に定めるもののほか、教育施設整備のために必要な事項

(組織)

第3条 説明会には運営事務局を置き、管理者、市教育委員会事務局教育施設整備推進室の職員及び管理者の指名した者をもって組織する。

2 管理者は、市教育委員会事務局教育施設整備推進室長をもって充てる。

(開催)

第4条 管理者は、第2条に規定する事項について必要があると認めるときは、説明会を開催するものとする。

(周知)

第5条 運営事務局は、説明会を開催しようとするときは、事前に説明会の開催に係者に周知しなければならない。

(参加者)

第6条 説明会の参加者（以下「参加者」という。）は、原則として市内在住者とする。また、次に該当する者は参加することができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、説明会を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 参加者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 特定の個人又は団体に関する事項など、説明会の開催趣旨に直接関係のない事

項は発言しないこと。

(2) 放談等、騒ぎたてることをしないこと。

(3) 写真、ビデオ等の撮影又は録音をしないこと。ただし、特に管理者の許可を得た場合はこの限りではない。

(4) 携帯電話やスマートフォン等の電子機器を使用しないこと。ただし、特に管理者の許可を得た場合はこの限りではない。

(5) 前各号に定めるもののほか、説明会の円滑な進行を妨害し、又は会場の秩序を乱すような行為をしないこと。

3 参加しようとする者は、住所、氏名及びこの要領に定める事項に同意する旨を運営事務局へ申し出なければならない。

(運営事務局の指示)

第7条 参加者は、運営事務局の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 参加者がこの要領に定める事項に従わないときは、管理者はこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、説明会の運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

## 附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。